

前回委員会における確認事項等 に関する回答補足説明等資料

建設混合廃棄物の最終処分量の減少要因について

○建設混合廃棄物の排出量はH17よりほぼ横ばいで推移。一方最終処分量は減少傾向にある。

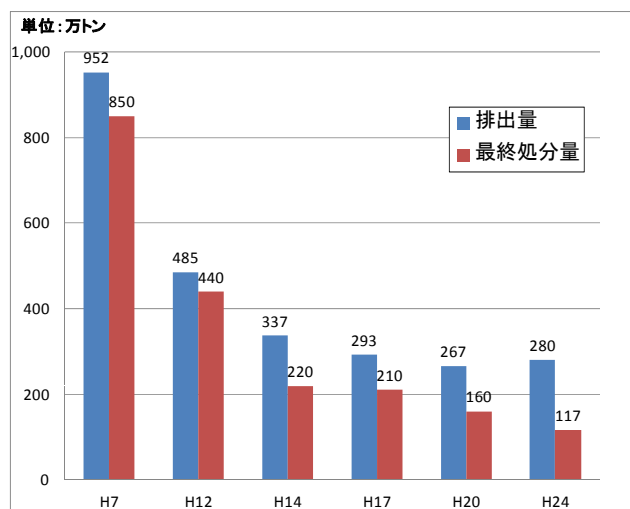
○建設混合廃棄物の最終処分量が減少している主な要因は、次の2点が考えられる。

①最終処分場への直接搬出率の低下

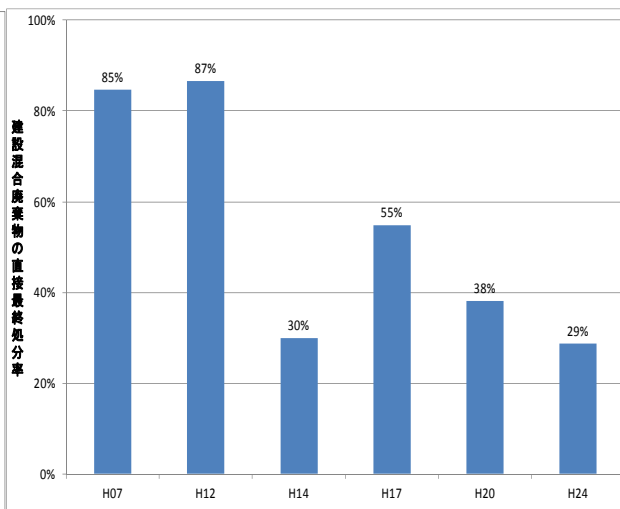
②再資源化施設・中間処理施設での再資源化・縮減率の増加

○これらのデータから、再資源化施設への搬出の徹底ならびに処理施設における再資源化・縮減率の向上が推進されたものと推測される。

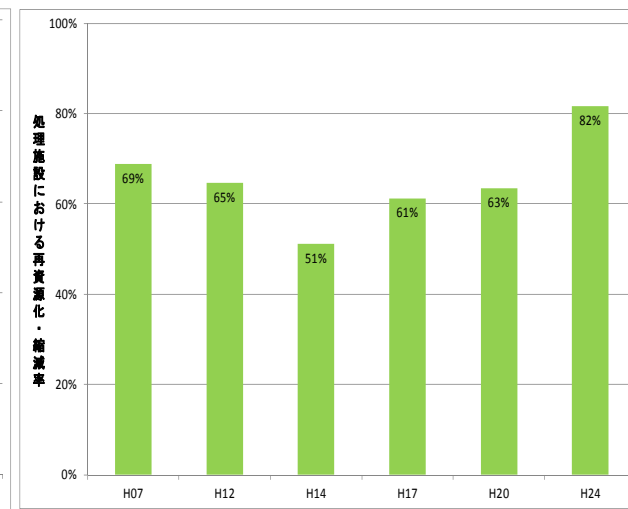
○建設廃棄物全体に対する建設混合廃棄物排出量の割合は、平成7年度:10%、平成12年度:6%、平成14年度:4%、平成17年度:4%、平成20年度:4%、平成24年度:4%となっており、平成14年度以降は横ばいである。



建設混合廃棄物の
排出量・最終処分量の経年推移



建設混合廃棄物の
直接最終処分量率の経年推移



処理施設における建設混合廃棄物の
再資源化・縮減率の経年推移

建設発生木材の最終処分要因について

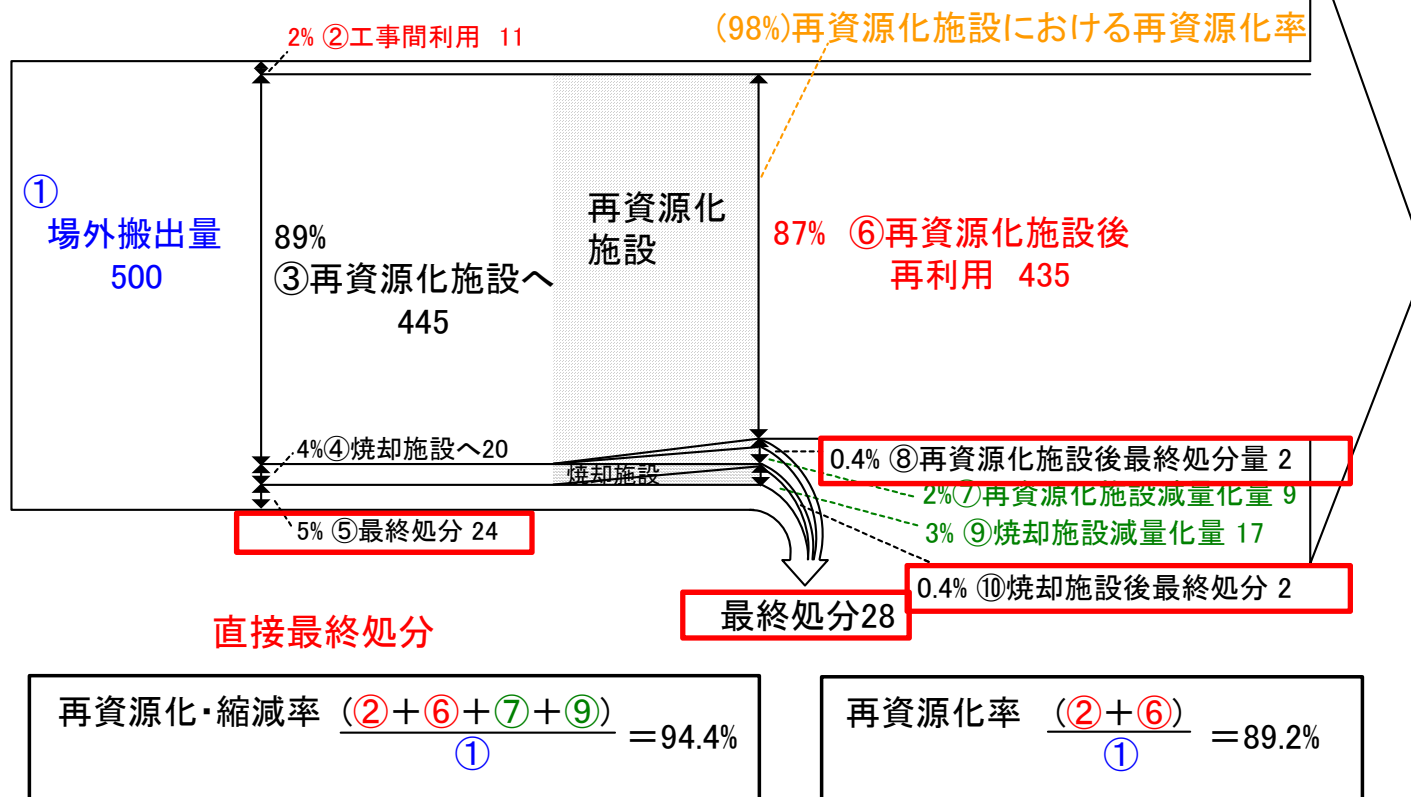
○平成24年度、建設発生木材を直接最終処分場へ搬出した割合は、5%(24万トン)となっている。

○直接最終処分場へ搬出した工事を対象に過年度行ったヒアリング調査結果は、次のとおり。

- ①CCA処理木材など防腐剤が塗布されていた
- ②土砂やコンクリートなどが付着しており、リサイクルが困難だった
- ③根株等であり再資源化施設にて受け入れを拒否された
- ④工事現場の近くに再資源化施設や焼却施設がなかった

建設発生木材のフロー(平成24年度)

単位:万トン



建設発生木材のリサイクル優先順位について

○建設発生木材のリサイクルについては、「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(建設リサイクル法基本方針)」により**マテリアルリサイクルを優先し、それが困難、もしくは適切でない場合サーマルリサイクルを実施する**、とされており、木材の発生状況によっては、マテリアルリサイクルになじまず、サーマルリサイクルを行うものもある。なお、建設発生木材の目標指標に「再資源化・縮減率」を設定しているのは、最終処分量削減を評価するためである。

＜特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針＞

一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

1 基本理念

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、**再生利用(マテリアル・リサイクル)を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収(サーマル・リサイクル)を行う**。最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行わなければならない。

三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

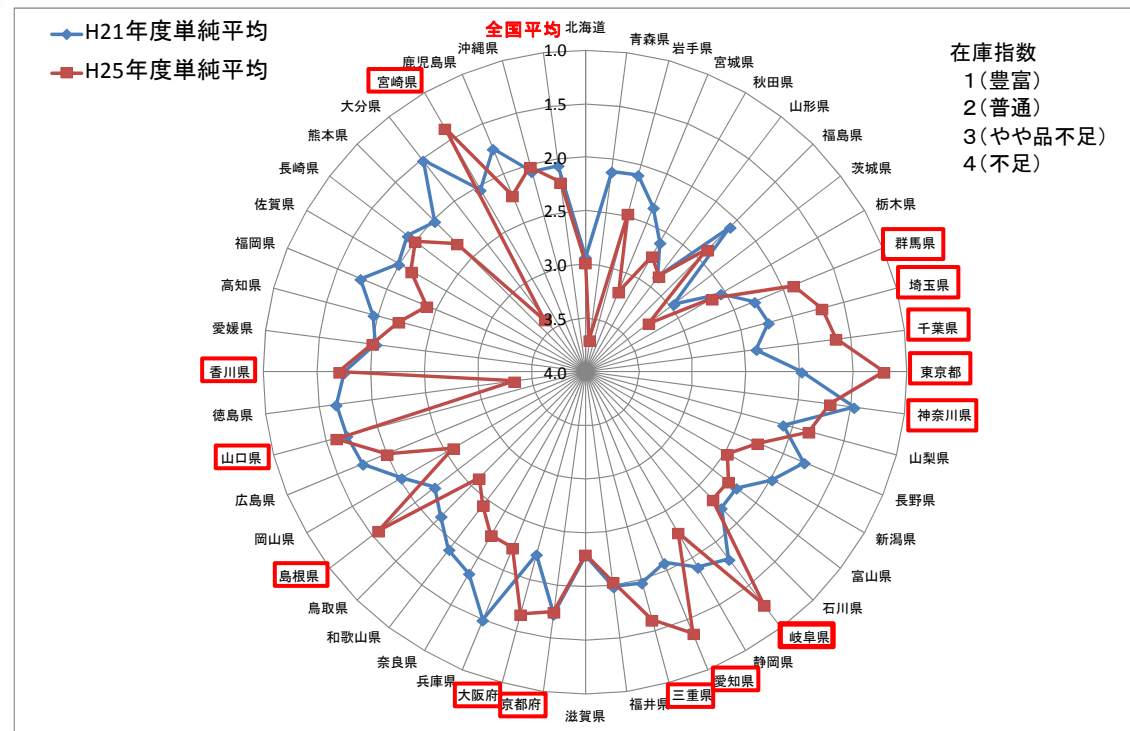
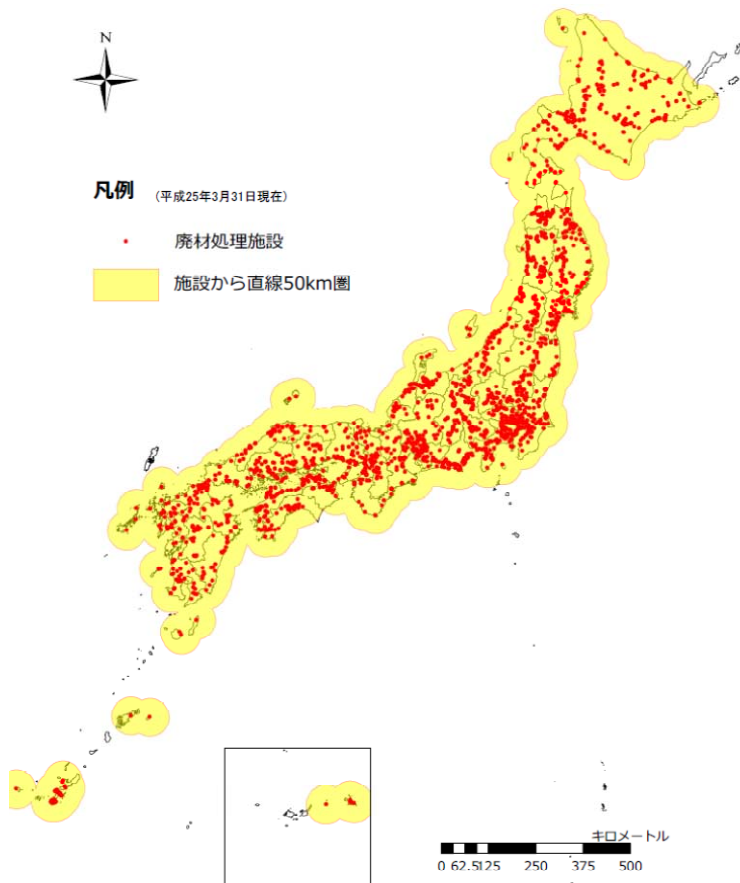
2. 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

2. 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

ii 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

- 平成24年度建設副産物実態調査で回答があった再生クラッシュランを製造している施設は、全国で2,592施設であった。その分布状況は、全国にほぼカバーしている。
- アンケート調査結果によると、再生砕石の在庫状況を平成21年度と平成25年度(単純平均値)を比較すると、全国平均ではほぼ在庫状況は変わらないが、首都圏など一部の地域では平成25年度の在庫が豊富にある。

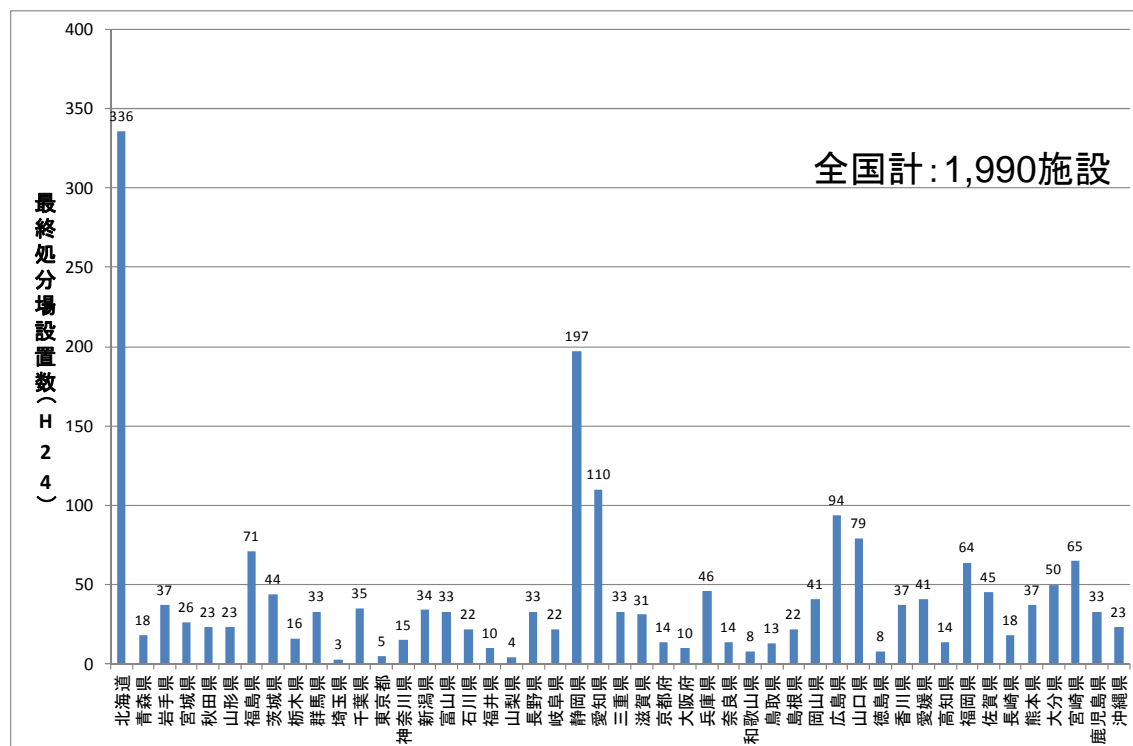


都道府県別再生砕石の在庫状況経年変化
(データ出典: 主要建設資材需給・価格動向調査)

再生クラッシュラン製造施設立地分布(回答施設)
(データ出典: 平成24年度建設副産物実態調査)

最終処分場の残余容量について

- 平成24年4月1日現在の最終処分場の設置数は全国で1,990施設(遮断型25施設、安定型1,201、管理型764施設)となっており、北海道、静岡県、愛知県での設置数が多くなっている。
- 産業廃棄物の最終処分場の残存容量は全国で18,606万m³となっている。
そのうち、首都圏は1,762万m³、近畿圏が2,603万m³となっている。



都道府県別の産業廃棄物最終処分場設置状況
平成24年4月1日現在

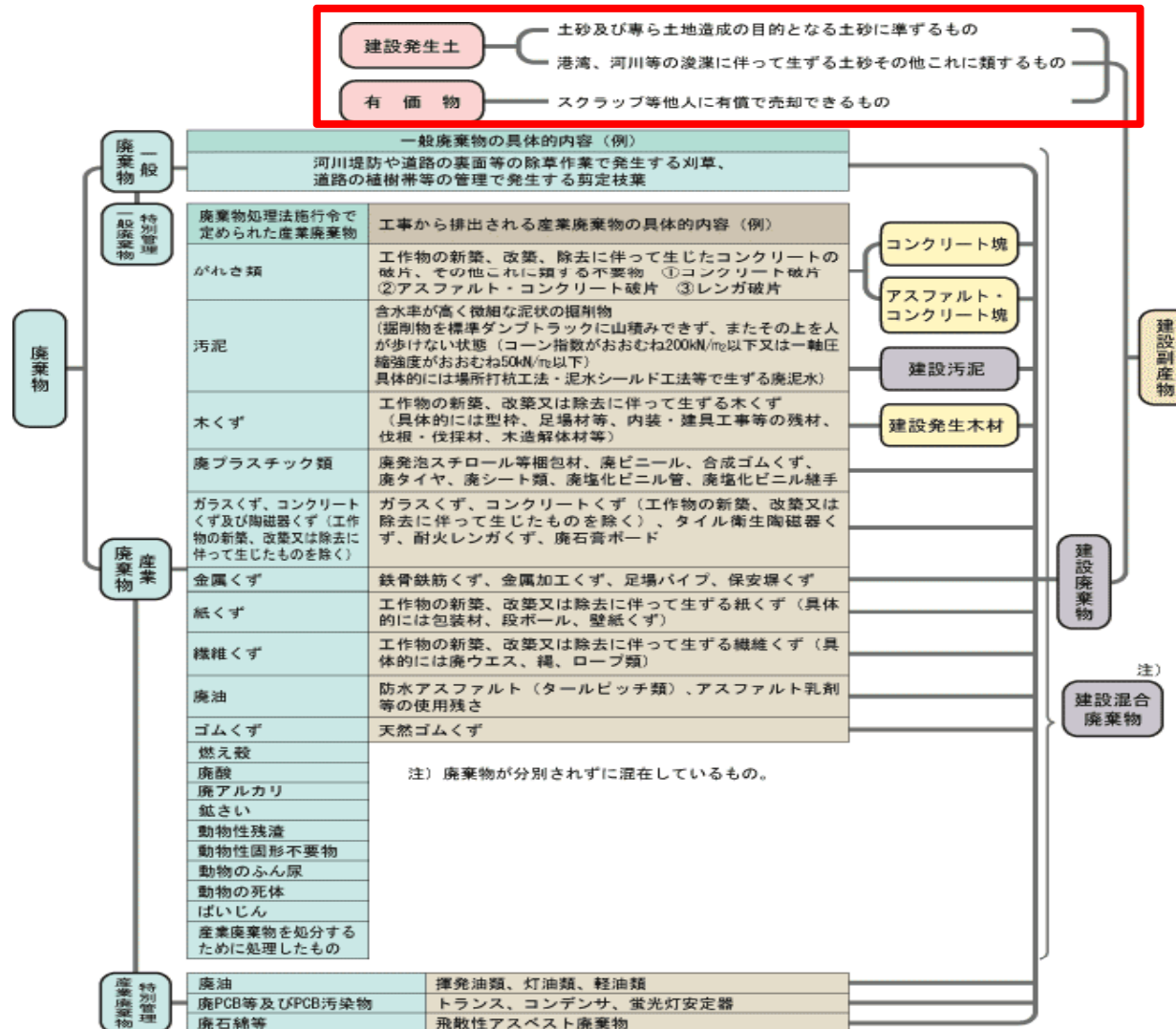
産業廃棄物の最終処分場の残存容量
と残余年数 平成24年4月1日現在

区分	最終処分量 (万t)	残存容量 (万m ³)	残余年数 (年)
全国	1,244	18,606	14.9
首都圏	332	1,762	5.3
近畿圏	176	2,603	14.7

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
2. 残余年=残存容量/最終処分量とする。
(tとm³の換算比を1とする)

建設副産物と産業廃棄物の関係について

○建設副産物のうち、廃棄物処理法における廃棄物に該当しない品目は、**建設発生土のほか、有価物（例えば、ガードレールやマンホールなどの金属など、他人に有償で売却できるもの）**がある。



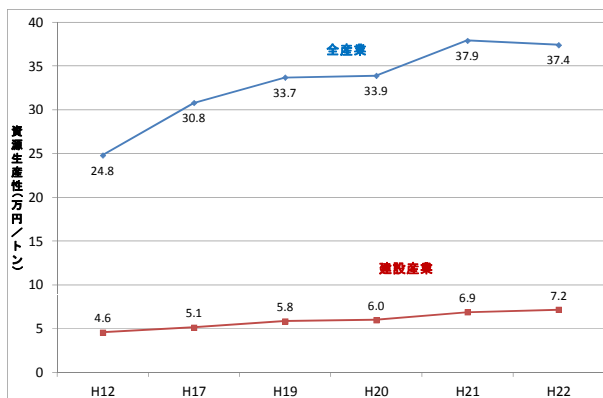
建設副産物の定義

(国交省ホームページ: <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/genjo/teigi.htm>)

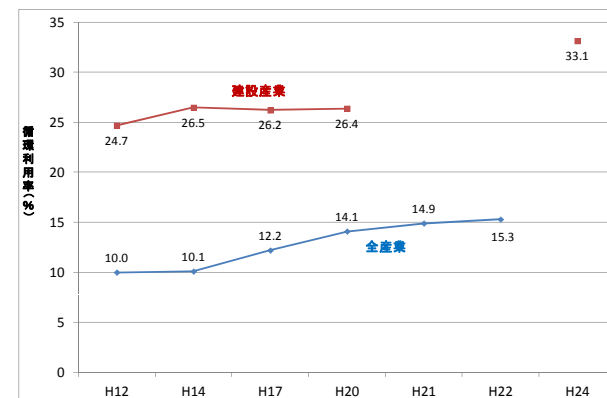
循環型社会形成推進基本計画の指標について

- 循環型社会形成推進基本計画では、物質フローの「入口」「循環」「出口」に関する3つの指標を設定
 - ①資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)
 - ②循環利用率(=循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量))
 - ③最終処分量(=廃棄物の埋立量)
- 建設産業における天然資源等投入量は、主な建設資材(砂利、碎石、セメント、鉄鋼、木材、アスファルト)を各種統計より算出
- 建設産業における循環利用率及び最終処分量は、「建設副産物実態調査」結果を用いた。
- 建設産業では砂利や碎石など土石系資源を投入するため、「資源生産性」は全産業と比較して低い。
H12を基準とした「資源生産性」は全産業と同様に向上している。
- 一方、全産業と比較して「循環利用率」は高い。最終処分量は全産業の約2割で推移している。

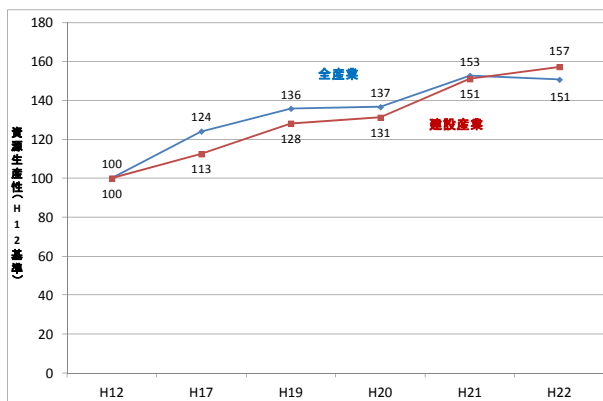
資源生産性



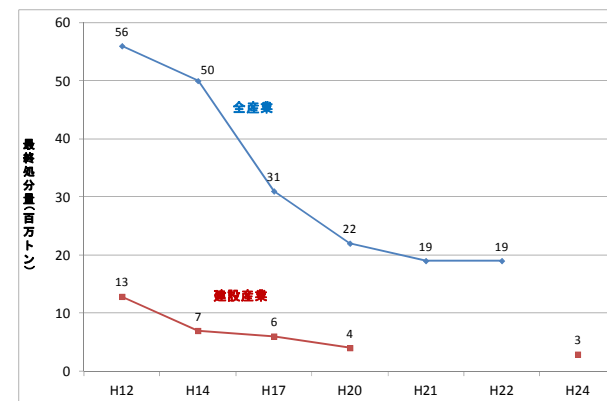
循環利用率



資源生産性 (H12=100)



最終処分量



- 循環型社会の形成に向けて、建設廃棄物の再資源化の促進、建設系廃棄物の不法投棄撲滅を図るため、これまで関係機関が連携して建設リサイクル推進施策に取り組んできた。

平成 3年 再生資源利用促進法の制定(H12資源有効利用促進法に改正)

平成 3年 リサイクル原則化ルールの策定(H4・H14・H18改正)

平成 5年 建設副産物適正処理推進要綱の策定(H10・H14改正)

平成 9年 建設リサイクル推進計画97の策定【1回目】

平成10年 建設リサイクルガイドラインの策定(H14改正)

平成11年 建築解体リサイクルプログラムの策定

平成12年 建設リサイクル法の制定(H14施行)、グリーン購入法の制定

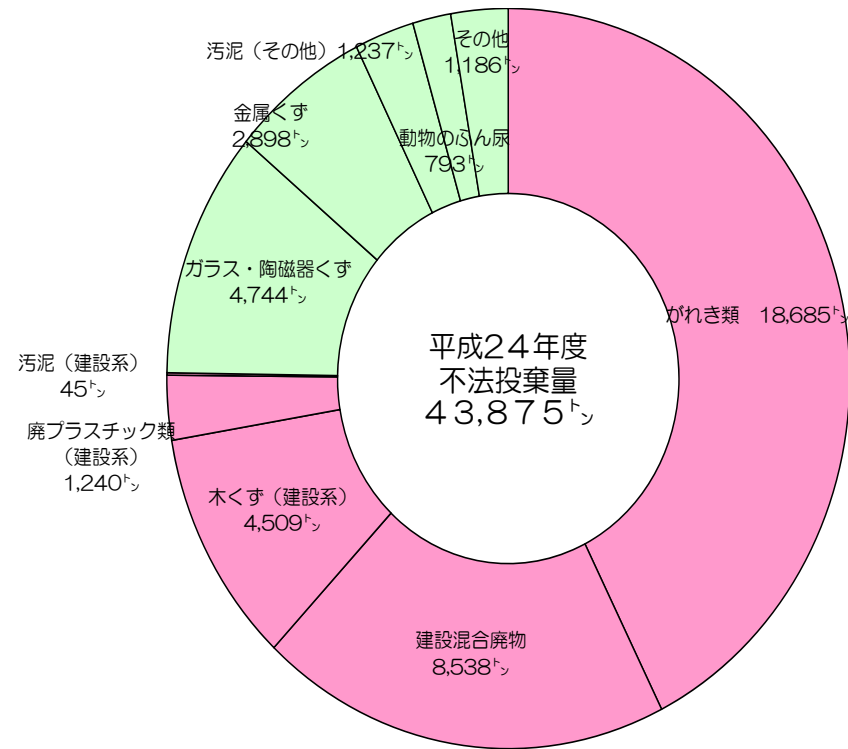
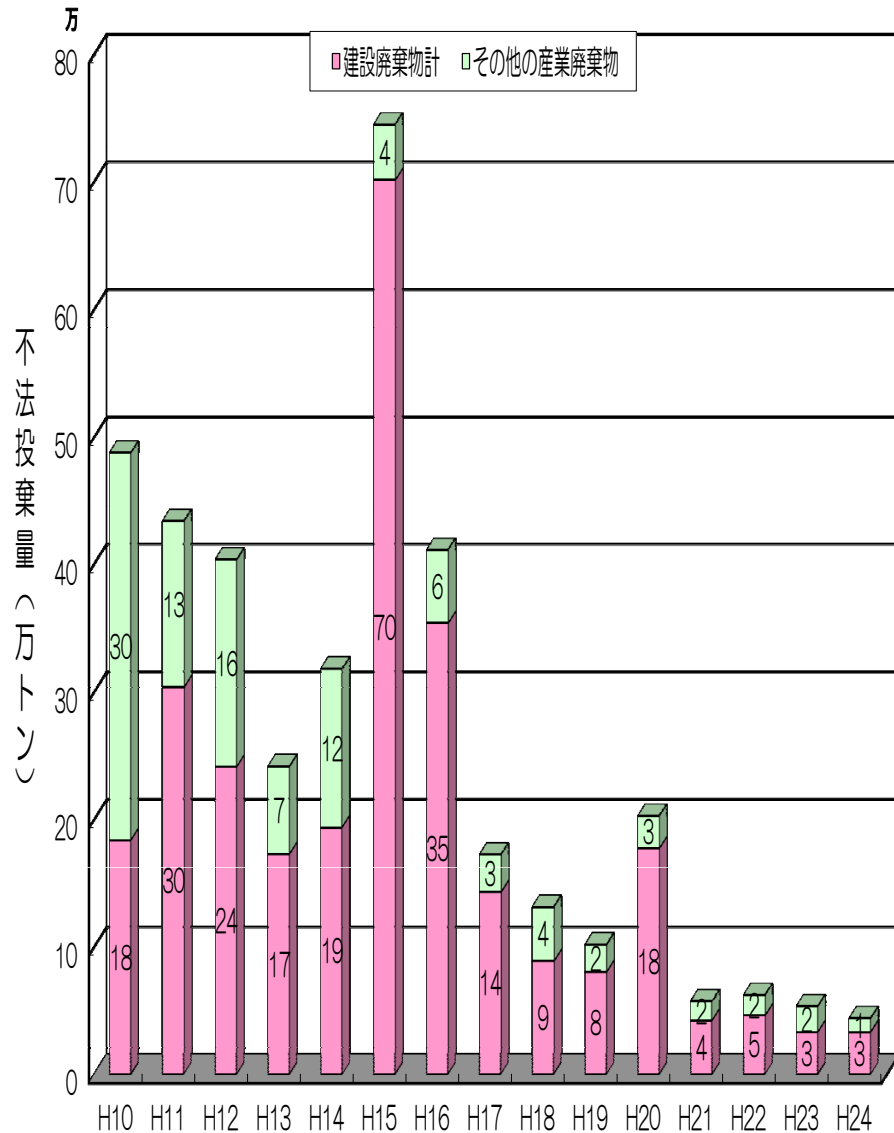
平成14年 建設リサイクル推進計画2002の策定【2回目】、
建設副産物適正処理推進要綱・建設リサイクルガイドライン・
リサイクル原則化ルールの改正

平成15年 建設発生土等の有効活用に関する行動計画の策定

平成18年 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等の策定

平成20年 建設リサイクル推進計画2008の策定【3回目】

● 産業廃棄物の不法投棄は、近年、減少傾向にあるものの、未だに建設廃棄物が過半数を占める。



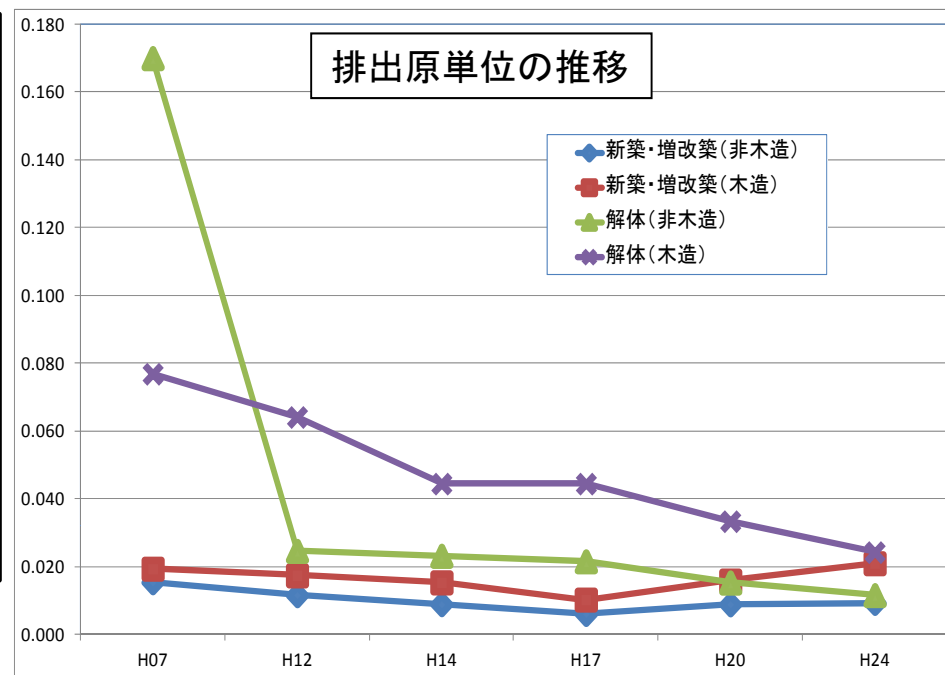
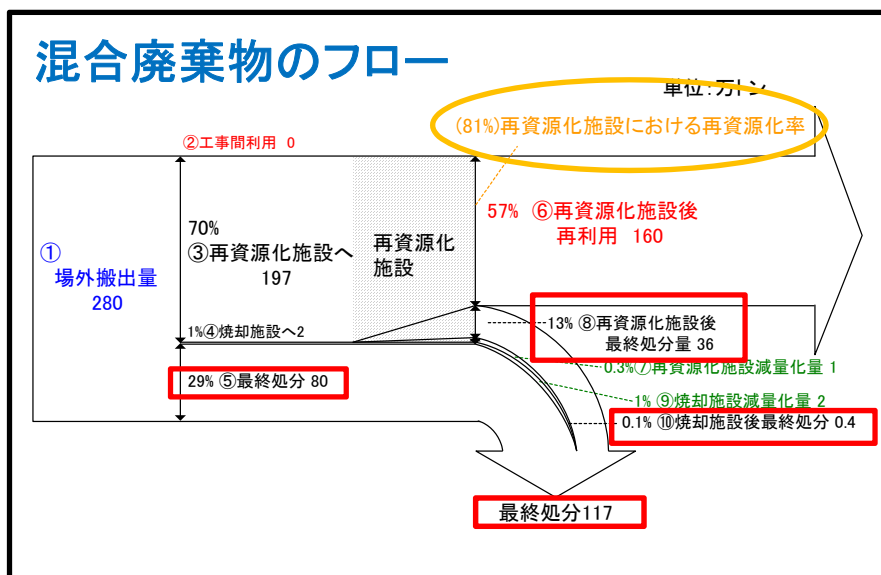
産業廃棄物の品目別不法投棄量
(環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)」)

注) 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象

産業廃棄物の不法投棄量の推移(環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況」)

【平成24年度実態調査から分かる建設混合廃棄物の詳細分析】

- ・建設工事現場から最終処分場への直接搬出割合は約3割、再資源化施設へ搬出後の最終処分場への搬出割合も高く、全体での再資源化等率は約5割程度にとどまっている。
- ・新築・増改築の原単位は平成17年度からやや増加傾向にあることから、結果として排出量は増加傾向。
- ・解体工事の原単位の減少から、分別・解体の一定の効果は出ていると考えられる。ただし、解体工事量が増加しているため、排出量の縮減は抑えられている。



【平成24年度実態調査から分かる建設発生木材の詳細分析】

- ・場外排出量の5%を占めている直接最終処分場に搬出されるものについては、有害物質を含有するもの(CCA処理木材)や、近くに再資源化施設や焼却施設がないことが考えられるが詳細は不明。

建設発生木材のフロー

